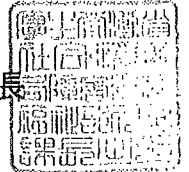


障企発0330第1号
平成24年3月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）
の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」の
一部改正について

標記については、平成3年9月26日社更第199号、児障第29号、児母衛第32号社会局更生課長・児童家庭局障害福祉課長・母子衛生課長連名により通知しているところであるが、今般、同通知を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関、関係団体及び関係業者等に周知方御配慮願いたい。

記

1. 改正の趣旨

平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理」が平成24年3月30日厚生労働省告示第276号により改正され、平成24年4月1日から適用されることになったことに伴い、身体障害者用物品の追加を行うものであること。

2. 改正の内容

告示本文に新たに号を追加するもの

ア 第1項第28号の8 視覚障害者用音声方位磁石

イ 第1項第28号の9 視覚障害者用音声色彩識別装置